

2026年3月27日

会社法第782条第1項に規定する事前開示書類

名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
ブラザー工業株式会社
代表取締役社長 池田 和史

当社は、2026年5月1日を効力発生日として、株式会社BuddyBoard（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社として、当社のワークコミュニケーションソフトウェアサービス「BuddyBoard」事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）をすることにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定により、当社本店に備え置くこととされている吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

当社は、本吸収分割に際して、承継会社から分割対価の交付を受けません。

承継会社は当社の完全子会社であることから、これを相当であると判断いたしました。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

ア 第三者割当増資の実行

承継会社は、2026 年 5 月 1 日付けで、IXS1 号投資事業有限責任組合を引受人として第三者割当増資を行う予定です。第三者割当増資により、承継会社の発行済株式数は 4,000,000 株、資本金は 200,000,000 円、IXS1 号投資事業有限責任組合の持株比率は 51%となる予定です。

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

ア 自己株式の取得

1. 2025 年 5 月 9 日開催の取締役会における決議内容

当社は、2025 年 5 月 9 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しております。

① 自己株式の取得を行う理由

株主還元と資本効率の向上、及び機動的な資本政策を遂行するため。

② 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	11,000,000 株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.29%）
株式の取得価額の総額	20,000,000,000 円（上限）
取得期間	2025 年 5 月 12 日～2026 年 4 月 30 日

③ 本自己株式取得後に保有する自己株式の扱い

本自己株式取得により保有する自己株式は、希薄化懸念の払拭のため、消却する方針。

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2026 年 2 月 28 日現在）

取得した株式の総額 6,184,000 株
株式の取得価額の総額 16,620,977,469 円

(上記決議に基づく自己株式の取得状況の内訳)

① 取得期間 (2025年5月12日～2025年5月31日)

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 854,100 株
- ・ 株式の取得価額の総額 2,082,595,042 円

② 取得期間 (2025年6月1日～2025年6月30日)

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 943,500 株
- ・ 株式の取得価額の総額 2,277,783,948 円

③ 取得期間 (2025年7月1日～2025年7月31日)

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 939,500 株
- ・ 株式の取得価額の総額 2,368,007,845 円

④ 取得期間 (2025年8月1日～2025年8月31日)

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 239,400 株
- ・ 株式の取得価額の総額 612,694,447 円

⑤ 取得期間 (2025年9月1日～2025年9月30日)

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 190,200 株
- ・ 株式の取得価額の総額 495,930,445 円

⑥ 取得期間 (2025年10月1日～2025年10月31日)

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 841,800 株
- ・ 株式の取得価額の総額 2,162,862,442 円

⑦ 取得期間 (2025年11月1日～2025年11月30日)

- ・ 取得した株式の種類 普通株式

- ・ 取得した株式の総数 824,900 株
- ・ 株式の取得価額の総額 2,359,878,700 円

⑧ 取得期間（2025年12月1日～2025年12月31日）

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 423,100 株
- ・ 株式の取得価額の総額 1,310,577,200 円

⑨ 取得期間（2026年1月1日～2026年1月31日）

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 417,000 株
- ・ 株式の取得価額の総額 1,329,400,300 円

⑩ 取得期間（2026年2月1日～2026年2月28日）

- ・ 取得した株式の種類 普通株式
- ・ 取得した株式の総数 510,500 株
- ・ 株式の取得価額の総額 1,621,247,100 円

イ 剰余金の配当

当社は、2025年5月19日に開催された取締役会に基づき下記のとおり剰余金の配当を実施しております。

基準日	2025年3月31日
1株当たり配当金	50円
配当金の総額	12,813百万円
効力発生日	2025年6月4日
配当原資	利益剰余金

ウ 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の信託期間延長及び信託金の追加拠出

当社は、2025年8月6日開催の取締役会において、2022年度から導入済みの取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤の取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度に用いる役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託につき、下記のとおり信託期間の延長及び信託に対する信託金の追加拠出を決議し、当該決議に基づきこれを実行しております。

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
-------	---------------------------

信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託延長契約日	2025年8月12日
信託の期間	2022年8月26日～2028年8末日(2025年8月12日付の契約変更により、信託期間を2028年8月末まで延長予定)
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
追加信託金の金額	3億4千万円(信託報酬・信託費用を含む。)(注)
株式の取得時期	2025年8月18日～2025年9月12日
株式の取得方法	株式市場から取得(注)
帰属権利	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 2022年6月20日開催の第130回定時株主総会決議で承認を受けた信託金の上限(2.2億円に延長後の対象期間の年数の3を乗じた金額である6.6億円)及び信託期間において取締役等に交付等することを決定できる当社株式の数の上限(11万ポイント(11万株相当)に延長後の対象期間の年数の3を乗じたポイント数に相当する株式数である33万株)の範囲内で金銭の追加拠出及び株式の追加取得を行います。

エ カラオケ店事業等の譲渡

当社は、当社の完全子会社である株式会社エクシングが発行済株式の全てを保有する株式会社スタンダードの営む全事業について、株式会社コシダカホールディングスの完全子会社である株式会社コシダカが発行済株式の全てを保有する株式会社コシダカSPへ吸収分割の方法で承継する旨の契約を2025年9月12日に締結し、2025年11月1日付けで当該吸収分割は予定どおり実行されました。

オ 株式会社エクシング株式の一部譲渡に関する株式譲渡契約締結

当社は、2025年12月24日に、当社の完全子会社である株式会社エクシングの株式の70%について、株式会社U-NEXT HOLDINGSへ譲渡する旨の株式譲渡契約並びにエクシングの合弁会社化に伴う株主間契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約

に基づく株式譲渡は2026年4月1日に実行予定です。当該株式譲渡に伴い、株式会社エクスティングは当社の連結子会社より除外され、持分法適用会社となる予定です。

カ MUTOHホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始

当社は、2026年2月4日開催の取締役会において、MUTOHホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、2026年2月5日より本公開買付けを実施し、2026年3月23日をもって終了しております。本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、当社は応募株券等の全部（4,039,103株）の買付け等を行います。本公開買付けの結果、2026年3月30日（本公開買付けの決済の開始日）付で、対象者は当社の連結子会社（株券等所有割合88.01%）となる予定です。また、対象者の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、対象者は、同日をもって当社の特定子会社に該当することとなります。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以降における承継会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸収分割契約の内容（写し）

吸収分割契約書

ブラザー工業株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 BuddyBoard（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲の Buddyboard の商標で営む、リアルタイム手書き共同編集、リアルタイム Web 共同編集、ポータルサイト、画像及び動画共有等に係る事業（以下「本件事業」という。）に関して有する資産、債務その他の権利義務（第4条第1項において定めるところによる。以下、「権利義務」という。）を吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条 （当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

甲：ブラザー工業株式会社
愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号

(2) 吸収分割承継会社

乙：株式会社 BuddyBoard
愛知県名古屋市瑞穂区桃園町3番8号

第3条 （本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年5月1日とする。但し、本件分割の手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条 （権利義務の承継）

- 乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において甲が本件事業に関して有する別紙記載の権利義務とする。
- 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第5条 （本件分割に際して交付する対価）

乙は、甲に対し、本件分割により承継する本件事業に関する権利義務に代わる対価の交付を行わない。

第6条 (移転手続)

本件分割により乙が承継する権利義務の移転に関し、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第7条 (株主総会決議)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本件分割を行う。

第8条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

第9条 (事情変更)

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態及び経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、書面により、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、本件分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

2026年 月 日

甲：愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
ブラザー工業株式会社
代表取締役社長 池田 和史

乙：愛知県名古屋市瑞穂区桃園町3番8号
株式会社 BuddyBoard
代表取締役社長 小坂 来造

別紙

承継権利義務明細書

本件分割により乙が甲より承継する権利義務は、以下に掲げる資産、債務、契約その他の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業のみに関する売掛債権及び前払費用

(2) 固定資産

1 有形固定資産

本件事業のみに属するパソコン、タブレット端末、周辺機器その他これらに付随する機器

2 無形固定資産

本件事業のみに関する Web サイト及び以下の商標権

No.	国	ショウヒョウ代表 図	商標名	出願番号	出願日・登 録日	登録番号
1	JP/日本	—	B u d d y b o a r d	2020- 086956	2020/7/14 ・ 2021/7/14	6415969
2	US/アメリカ	—	B U D D Y B O A R D	90570434	2021/3/10 ・—	—
3	JP/日本		B (ロゴ・B u d d y b o a r d)	2022- 130438	2022/11/15 ・ 2023/6/20	6709460
4	US/アメリカ		B (ロゴ・B u d d y b o a r d)	98001984	2023/5/18 ・—	—

なお、上記を除く一切の知的財産権及びソフトウェアは、乙が本件分割により甲から承継する権利義務に含まれない。

2. 承継される債務

後述 3 に記載の承継される契約及び後述 4 に記載の承継される雇用契約に起因又は関連する責任及び債務、本件事業のみに関して受領した前受金、その他本件事業のみに関する一切の債務

3. 承継される契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業のみに関する契約（ブラザー販売株式会社との間の契約及び後述 4 の雇用契約を除く。）における契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務

4. 承継される雇用契約及び当該契約に基づく権利義務

以下の従業員番号の従業員との間の雇用契約上の地位並びに当該契約に基づく権利義務

13134

5. 承継される許認可等

本件事業のみに関する許可、認可、免許、登録、届出等（電気通信事業の届出を含むが、これに限られない。）のうち、法令等上承継可能なもの

以上

別紙2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

名古屋市瑞穂区桃園町3番8号

株式会社 BuddyBoard

代表取締役社長 小坂 来造

2026年3月3日現在 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産] 現金・預金	196,000,000	[株主資本] 資 本 金 資本剰余金 資本準備金	98,000,000 98,000,000 98,000,000
資産の部 合計	196,000,000	負債及び純資産の部 合計	196,000,000